

日本労働年鑑 第51集 1981年版
The Labour Year Book of Japan 1981

第二部 労働運動

XII 人権擁護運動

5 日本国民救援会

日本国民救援会の第三四回全国大会は、一九七九年七月二〇日から二二日まで、静岡県熱海市で開催された。大会には三八都道府県から二七一名の代議員、役員、事件関係者らが参加し、第一号議案「一年間の闘いの総括」、第二号議案「運動方針」、第三号議案「決算報告と予算案、会計監査報告」、第四号議案「規約の一部改正」を可決し、新役員を選出した。大会は、中央本部金川三郎事務局長の「報告と提案」をうけたあと、選挙弾圧裁判、労働裁判、再審・冤罪、諸事件、三・一八運動の五つの分科会にわかれて討議をおこなった。第一号議案「一年間の闘いの総括」はつぎの項目にわかれていた。「一、大須、芦別事件の最高裁闘争について、二、七八年度年末統一カンパ運動について、三、第三二回三・一八合葬追悼会について、四、いっせい地方選挙における弾圧干渉との闘い、五、創立五〇周年記念事業について」。

第二号議案「運動方針」はつぎの項目にわかれていた。「一、救援運動をめぐる情勢の特徴、二、闘いの課題と方針、1、大須事件在獄者の早期釈放をかちとる闘い、2、選挙弾圧裁判の闘い、3日常的な弾圧を許さぬ闘い、4、労働裁判の闘い、5、集団暴力との闘い、6、再審・冤罪事件の闘い、7、司法の反動化阻止、諸法規の改悪に反対する闘い、8、治安維持法の復活を許さぬ闘い、9、国際連帯の運動、10、松川事件三〇周年記念、三、組織の拡大強化を実現するために、1、組織拡大第二次三ヵ年計画第一年度の総括、2、第二年度の拡大目標とそれを達成するために、四、財政活動の強化と改善のために」。

このうち「選挙弾圧裁判の闘い」に関する部分はずつぎのとおり。

【選挙弾圧裁判の闘い】

選挙・政治活動の自由を守るためにたたかわれている選挙弾圧裁判は、この一年間に、北海道一、秋田二、岩手一、埼玉二、東京四、千葉一、神奈川二、長野二、富山一、福井一、愛知一、岐阜一、京都七、滋賀二、大阪七、兵庫一、広島一、島根三、愛媛一、香川一、福岡六、熊本一の二十二都道府県四十九件、六十四人で、いずれもねばりづよく大衆的にたたかわれました。

また今回のいっせい地方選挙では東京二件二名、滋賀一件一名、大阪一件一名が起訴され、裁判が始まろうとしています。

このうち十八件について判決が出され、大阪の岩崎事件、島根の矢田・植田事件が、昨年三月の愛媛・高田事件につづいて無罪判決をかちとったことは大きな成果です。岩崎事件では文書活動の自由を拡大したこと。矢田・植田事件では「戸別訪問禁止は憲法違反」という明快な判決がだされ「公選法の戸別訪問禁止規定を廃止すべし」という世論をいっそう高めました。両事件とも検事控訴によって高裁で争われることになりました。

たが、両事件の判決および裁判闘争の経験を、全国の公選法裁判で学び活用し、勝利をつみ重ねていくことが重要です。

ところで最高裁に上告した五事件(滋賀・大野事件、香川・国公法大坪事件、福岡・尾場瀬事件、東京と埼玉の電報事件)については、救援会が提唱して、「選挙弾圧最高裁五事件連絡会」をつくり、共同アピールを出し、六月上旬には全被告が上京して統一オールドをおこないました。この五事件の闘いは今後も共同して運動を進めることにしており、救援会の全組織が、全国的課題としてうけとめとりくまなければなりません。

一月下旬に開いた第七回選挙弾圧事件全国交流会には、二十五都道府県から百四十二名が出席し、公選法裁判と運動について経験と教訓を交流しました。とくに、無罪をかちとった岩崎事件と矢田・植田事件の報告に確信を深めるとともに、公選法の戸別訪問禁止規定や文書制限を撤廃させる運動をおこすことを申合わせました。救援会は自由法曹団と共同アピールを出して、世論に訴えるなど、宣伝と行動を全国によびかけていきます。

また公選法高津裁判において、東京地裁八王子支部の杉山修裁判官は、発言禁止、退廷命令を乱発して弁護権や被告の防御権を不当に侵害して有罪判決をするという、ファッショ的な訴訟指揮をおこないました。第二審はこれらの点をバクロー、攻撃して必ず勝利をかちとるために、また被告・弁護団が国会に申立てた訴追を、訴追委員会がとりあげるよう全国から要請を集中しましょう。

公選法裁判の大衆化については、福岡、大阪、京都および東北ブロックで交流会がもたれ、北九州は総決起集会、千葉では全県的な運動にする努力など創意的な運動が、この一年間におこなわれてきました。救援会はこの闘いが、選挙・政治活動の自由を守り広げるうえで大きな意義があることをつかみ、地方または県ごとの交流をひらく、真に大衆的な守る会をつくるなど努力し、一つひとつの裁判に勝利していくようにしましょう。

なお、大会宣言はつぎのとおりであった。

【国民救援会第三四回大会・宣言】

日本国民救援会第三十四回全国大会は、一九七九年七月二十日から三日間、静岡県熱海において開催しました。

大会には、この一年間に三十名以上の拡大をなしとげた十支部と二十名の活動家をはじめ、全国三十八都道府県から二百七十一名の代議員、役員および事件関係者が参加しました。

大会は、大会前日に釈放をかちとった大須事件の芝野一三団長をむかえ、熱烈なあいさつをうけ、残る人びとの早期釈放をかちとることを誓いあいました。

大会は、中央常任委員会から提案された活動報告および運動方針を満場一致で採択しました。なかでも、きたるべき国会解散・総選挙での選挙・政治活動にたいする弾圧、干渉をはねかえす活動、選挙弾圧最高裁四事件をはじめ選挙弾圧諸事件の勝利のため尽力することを決定しました。

また、無実を訴えて最高裁で争っている大森勸銀近田事件、松山事件をはじめとする再審諸事件および帝銀事件の平沢貞通氏の特別恩赦などの支援強化を決定しました。さらに水俣、スモンなどの公害犠牲者の救援について代議員から提案され、救援会の

任務としてとりくむことを確認しました。そして大会は、最近の政治反動の弾圧と司法の反動化および三・一八合葬追悼会運動や年末救援カンパ運動に起こっている逆流等について検討し、逆流を克服して託された任務を達成するためにも、組織拡大三ヵ年計画を早期に達成することを決意しました。

大会決定と諸決議の実現にとりくむ日本国民救援会の事業にたいし、全国の正義と真実を愛する各階層の皆さんに心からの支援を訴えます。
右、宣言します。

一九七九年七月二二日

日本国民救援会第三回全国大会

新しく選出された役員は、会長岡崎一夫、副会長青柳盛堆、岡本光雄、栗山嘉明、斉藤喜作、村上国治、事務局長金川三郎らであった。

【参考資料】(1)労働法律旬報九九一・九九二号、伊藤幹郎「こんな労働組合であってよいのか——日産厚木事件の動態とその意味するもの」、(2)「労働運動に新たな流れを」学習の友社刊、職場の自由と民主主義を守る中央連絡会議編、(3)救援新聞(日本国民救援会発行)、(4)「戸別訪問自由化は是か非か」シンポジウム記録(発行人上田誠吉)、(5)「公選法事件第二回全国弁護団会議」自由法曹団発行、(6)「選挙弾圧と闘う第八回全国交流会・報告と討論集」自由法曹団・日本国民救援会発行

日本労働年鑑 第51集 1981年版

発行 1980年11月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

労働旬報社

****年**月**日公開開始

■←前のページ 日本労働年鑑 1981年版(第51集)【目次】次のページ→■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
